

千葉寿夫著

「明治の小学校」

月足正朗

著者は本書のあとがきで

「本書は、先に刊行した『明治の学校』（明治六）一八七三）年創立の弘前市立和徳小学校の消長を述べながら、学制頒布以来の日本の学校の成立を、主に古記録の解説をもとに解明したものと同一資料に採り、さらに若干の新資料も加え、明治の小学校教育を探りながら、現在の小学校教育の問題にこれをまものである。……明治における教育の問題が、そのまま今日の向題となつてゐるものが、奥に多く見られるからである。その意味からも本書の刊行は決して無益ではないと信じてゐる」

と述べてゐる。実際、本書は地域における近代的教育が日本の近代化とどのような関係がかわり方で、進展してきたものであるかを、著者の今日の向題意識に採つて、殆どあらゆる側面から記述している。

以下、まず章を述べてその内容を紹介しよう。

第一章「地方に明治はじまる」では、明治六年ころの明治政府によつて「皇風全々浸洽せよ、今時東京ヲ距ル

コト始ド二百里、時勢ノ善良ニ進出スルモ亦慮ク風俗鄙野ニシテ人々未ダ等ニ方ヲ知ラズ」(青森県小學校規則「前言」ときめのけられた連聲・南部地方の人々が、それでも「學制」頒布の翌明治六年に、青森県内二十四の小學校を設置していること、それは遅れを取り返そうとする執念の現われと見てよいし、以後のこの地方の教育はすべて後進性の脱却という意識にささえられたものであることと、当時の人々の生活実態を明らかにすることによりて論証している。

「第二章」「學制」頒布と地方教育」では、「被仰出書」の「學制」の裏面から、県内小學校誕生の社会的背景を分析し、のいて「小學校則本文」から発露、当時の小學校教育の實情を推察し、「一言にしていうならば、日本の近代的な教育は罰する教育として出発したものである」としている。また、青森県制定(明治六年八月と七年四月)の「小學校課業表」の分析と評価を行い、さらに、青森県大参事に着任した(十七年)塩谷良幹の「學事奨励策」によりて、小學校施設が危激に増加した實態を明らかにし、教育に対する世論の高まりをとりあげ(県長官に対する八名の者の建言書等)、その高まりの原因を、「學制」頒布の際、何ら反應を示さなかつた人々も、實際に小學校教育が動きはじめたとき、はじめて関心と意見をもち、それが一衰に沸騰したと考えるのが至当であろう」としている。

「第三章」「教育制度の變遷と學校現場」では、まず県内最初の公立學校二十四校のうちの二校として設置された和徳小學校の記録から、明治の小學校の學校現場(校舍、教員、生徒、教科、昇級、學事事務、学区取締、學事維持費、授業料、學制備品、夜則小學校、祝賀等)についてその状況を詳述している。のいて、「學制」の頒布から明治一九(一八八六)年五月の「小學校令」公布の時代にかけて盛行された「學事奨励」のため小學校視察にのいて、明治九年の天覽授業(於青森小學校)をはじめ、太政大臣、内務卿、文部大臣等高位高官の多いのは、政府がいかに教育を重視していたかを物語るものであり、その方法はきわめて強引なものであったが、態度の純粋さにはやはりうたれるものがある。しかし、「こうした」一連の動きは「被仰出書」の精神を、それを宣言した政府自身の手によりて抹殺し、日本の教育は、學向は個人のためでなく國家のためにするもの、と変貌させていたのであると説く。のいて、政府がこれまでの「學制」を廃止して、画一的干渉主義を改め、明治二二(一八九〇)年九月「教育令」を公布、簡易な放任主義をとることに戻ったいきさを述べ、さらに再び全面的な統一化を進める背景を分析する(一三年「教育令」改正、一五年施行)。この間、「小學校則編領」(文部省)が制定(一四年五月)され、全国小學校の強力な學事統制が危がれているが、興味あることとして、二校まで小學校と呼

称した公立小字を小字校と改称することが命ぜられ、一
六年一月全国一斉に採用されたこと、またこれまで、官
僚の管理下にある試験方法が「教員長（字校長）の処
方すべき旨、口達あり」（一五年六月二十四日、和徳小字
日記）で改正教育令の実施に先立（一）によって、はじめ
て教育の一環としてとられるようになったが、教育普及
上の最大のガシは、まさにこれまでの試験方法であった
ことを詳述している。

のちに学事統制が、私学の圧迫から教員の身分、作文
教育、技長職の設置に及ぶ経過を述べ、明治一八（一八
七三）年の内閣制度の成立で初代文相に起用された森有
禮による教育制度の大改革（一）小字校令（一）中字校（一）
師範学校令（一）帝國大学令（一）の公布への意義と、小字校
令（一）が小字校現場をどのように変えたかを説き、森有
一（一）が青森県内の字校（師範学校、小字校）視察を行っ
て時の状況を、当時の記録によって再現する。

才四章「小字校の近代化」現場の移り変わり（一）では、
小字校の現場が近代化していく持相（字校事始、和徳寺
宮小字校制、近代化の波、校舍新築、字校巡視、風琴騒
動誌、運動会等）を逐一資料と記録に拠って活写し、今
日における小字校教育の骨格がよりよく芽ばえ始めた姿
を捉えている。

才五章「天皇制教育の成果」では、まず「改正小字校
令」の公布、「教育に関する勅諭」の喚起・発布に至る社

会的背景を考察し、それによってどのように天皇制によ
る国家主義的画一教育の進展がはかられ、成果をあやめ
い（一）たかを分析する。のいで日清・日露戦争下における
小字校現場の教師・生徒の動向を証述、この間に昇進さ
れた（明治三三年五月）教育研究大会（東北六県北海道
の教員十余人が自主的に青森市に参集）の意義を特筆し、
さらに、再改正された「小字校令」（明治三三年）の意
義、小字校令の一部改正（明治三六年）による教科書回

定の法的確定に言及、また日露戦争後、三度目の「小字
校令」改正（明治四三年）によって、義務教育年限四年
が二年延長（実施は四一年、三八年に閣議決定）された
ことの社会的意義を論じている。ここで旧制度とのギ
ャップを補完するべく設置された補習学校（夜学）に奉職
する教師（小字校との兼職）の投稿（四四年一月二八日
付東奥日報）一朝から夜中まで、田舎教員の一（一）か
ら、著者の日本の教育（行政）、教師についての見解が
示される。「明治新教育の導入以来、日本の小字校教育
はいのちとにぎりの役人によって計画され、子どもの
要求や現場教師の声など一度として振り上げられたこと
はない。日本における教師とは、批判せず言等せず、
ただ権力に服従することだけを知られている教師である」
と、そして最後に明治天皇の崩御は「学校がいかに天皇

と結びついていたかが判然とする」との見解に立ち、
天皇の二病辰から崩御、ご大葬までの小字校の動きを等

学日記によって示し、「政府の意図した天皇制教育の制
度心が、制度を起した強さで、いわば骨肉的な密度をも
って教師や児童に浸透したことがはつきりする。」と結
論している。

第六章では明治の子ども像を原資料を用いて追求して
いる。「罰する教育」「模範生と劣等生」では、一〇年
代の教師の形式主義的・懲罰主義的教育理念の背景と指
導の実態を明らかにし、期待され、期待される子ども
像を浮彫りする。また、「天才児の記録」では二〇―三
年代の教師の子ども観がより人間的な視野をもつよう
になったこと、の進歩を証言しながらも、功利的で疑似教
育への傾向をもつものであったとする。最後に三人の子
どもの作文を引用し、明治末期の子どもたちは、社
会の矛盾や不合理を追求できるようになりながら、やが
てその限界を知るようになり、希望や悩みや不安を忠君
愛国や親孝行に昇華させ（徳目主義的思考）、また一方
で生活文よりも美文の作文を選ぶよう存迷的傾向を示
すようになったこと、それは徳目主義の修身教育の
浸透が、子どもをとことんまでつきつめて考えさせない
ようになった弊害によるのだと指摘している。

以上、本書の内容を概括的に述べ来たったのであるが、
本書の基調は明治の日本を、いわゆる半封建的絶対主義
―国家主義体制期とみる立場に如っていることは明らか
であり、また、当時の事態と当時の事態への判断と、兩

者への現在の判断とは峻別されなければならぬ、とい
う立場からすれば、当時の判断を記すにあたって、現代
の基準による、余りにも今日の解釈の過剰と改められる箇
所も散見される（有とがきでは、狂善べ社のからな論断
などと断つてある）。がともあれ、本書は日本近代教育
史において重要な地歩を占める―就中、地域における学
校教育の成立発展過程を探究した―著作であることは確
かであると思ふ。